

FC NORD熊本 ~規約書~

第1条 名称及び所在地

- ・本クラブはFC NORD熊本と称する。
- ・事務局は熊本県合志市幾久富1909-569 ちとせ循環器内科内に所在を置く。

第2条 運営

- ・本クラブの運営は「合同会社リッターオルデン熊本」が行う。

第3条 目的と理念

- ・サッカーを通して、子供たちの心身の健全な発達と技術の向上を図る。また人間性、社会性を身につけ、相互間の親睦を図り、礼を重んずる子供を育成することを目的とする。
- ・リッターオルデンエンブレムの3つの星の意味は選手、保護者、コーチ陣を示す。三位一体となり日本一楽しいクラブ、熊本一強いクラブを目指す。

第4条 指導方針

- ・サッカーを楽しむ心を育み、身体的、精神的にも成長できるような指導技術戦術を各年代に応じて順次理解習得できるよう指導する。
- ・サッカーだけでなく、地域社会に貢献できるような選手育成を目指す。
- ・クラブ選手としての心構えを体得しサッカーと勉強の両立を実行できるよう指導する。

第5条 入会

- ・入会申込書(本書)へご記名・捺印を頂いた時点で入会とさせていただきます。
- ・入会当月の残り練習回数にかかわらず、翌月分より運営協力費を徴収いたします。

第6条 スポーツ安全保険

- ・本クラブ会員は本クラブの指定する傷害保険に原則加入して頂きます。保険加入の手続きはリッターオルデン 事務局で行います。
 - ・本クラブの指定する傷害保険に加入されない場合、練習中の傷害に対する補償は、会員それぞれ加入されている保険によります。
 - ・練習中に傷害に遭われた場合、傷害保険の適用を協議・申請するため、速やかにリッターオルデン 事務局にご連絡ください。
 - ・練習の傷害事故等における補償は、加入している保険の約款の範囲内とします。
 - ・特にお断りがなければ、入会后直ちに保険に加入致します。その場合、保険料はご入金前でも本クラブが立て替えます。
- 入会申込後、年会費の支払いがなく退会された場合は、保険料をお支払いください。

第7条 雨天時の練習

- ・サッカーは雨の中でも行うことのできるスポーツです。少量の雨の場合は練習を行います。雷や台風などの災害時の場合やグラウンド不良等の時は中止となる場合もあります。
- ・練習の中止は公式LINEにてご連絡させていただきます。※原則連絡がなければ通常通り練習を行います。

第8条 振替練習

- ・原則として振替練習はありませんのでご了承ください。翌週または翌月から可能であれば練習時間を延長し練習を行います。
- また、振替練習を他会場で消化することもあります。他会場で振替を行う場合は、事前にコーチまたはリッターオルデン 事務局より連絡いたします。

第9条 必要な費用 ※全て税込表記です。

- | | | | | |
|---------------|---------|------------------------------------|----------------------|-------------|
| ●入会金(入会時のみ) | 3,000円 | ●年会費 | 3,000円 | (スポーツ保険代込み) |
| ●運営協力費 | | | | |
| ★選手登録あり(クラブ) | 18,000円 | 練習着(上下トレーニングウェア+ソックス)・試合用ユニフォームホーム | | |
| (月会費) | | | | |
| ・1~3年生 週3回 | 8,000円 | } | 対外試合・大会の参加費は別途かかります。 | |
| ・4~6年生 週3回 | 8,000円 | | | |
| ★選手登録なし(スクール) | 9,000円 | トレーニングウェア代 | | |
| (月会費) | | | | |
| ・幼稚園保育園 週1回 | 2,200円 | | | |
| ・1~3年生 週1回 | 3,300円 | クラブ生は無料で参加可能 | | |
| ・4~6年生 週1回 | 4,400円 | | | |

※スポーツ保険は「公益財団法人 スポーツ安全協会」の「スポーツ安全保険」です。 ※振込手数料などは、会員様のご負担でお願いいたします。

第10条 入会金・会費等の変更

- ・本クラブは入会金・会費などを変更することができます。

第11条 会費等の受取及び運営協力費集金代行システム

- ・本クラブは練習会場等での現金の受け取りは一切行っておりません。全て口座振替、もしくはお振込にてお取り扱い致します。
 - ・本クラブでは、肥後銀行での集金代行システムを導入しております。
 - ・ご入会時に担当コーチより自動払込申込書をお渡しいたしますので必要事項をご記入の上、直接コーチに手渡すか又は事務局まで郵送下さい。
 - ※手続きの関係上、ご提出より翌月に口座振替が開始されます。それまでは振込用紙をご郵送致しますのでお振込ください。
 - ・本クラブでは自動払込書を提出以降、**毎月27日**(土日祝の場合は、翌営業日)に口座振替が始まります。
- 例) 3月に提出 → 4月27日に口座振替開始。

第12条 休会・退会

- ・休会・退会をする月の**前月の25日**(土日祝の場合は、直前の平日)までにリッターオルデン 事務局へ休・退会届を提出してください。
- 例) 3月末までの活動 → 2月25日までに申請 ※休会期間は口座振替を停止いたします。
- ・本クラブの規約に従って頂けない場合、及び会費等(2ヶ月以上の滞納)のご入金不成成の場合は強制的に退会手続きを取らせて頂く場合があります。
- ・退会時、クラブ閉鎖時に対して入会金、年会費、練習着及びユニフォーム代、保険料の返金は一切しておりません。

第13条 除名等

- ・本クラブの活動に支障をきたす者、著しく公序良俗に反する者は改善される見込みがないと判断した場合、本クラブから除名致します。
- また、良好なクラブ運営、保護者同士の関係に悪影響となる言動があった保護者もその対象と致します。
- ・除名を決定する一切の権限は本クラブがあり、それに対しての異議申し立てはお受け致しません。

第14条 クラブの新設・廃止等

- ・本クラブは、利用状況などにより1か月前の予告をもってクラスの新設、曜日及び時間帯の変更または廃止することができます。

第15条 利用規定

- ・本規約は定めのない事項及び業務遂行上必要な項目は利用規定等による他、必要に応じて本クラブが定めるものとする。

第16条 諸規則の遵守

- ・会員は本規約及び本クラブが別に定める諸規則を遵守しなければならない。

第17条 改正

- ・本規約の改正・変更は本クラブの定めるところによるものとし、本クラブに関する諸規則についても同様とし、それらの効力は全ての会員におよぶとする。

第18条 弁効

11.000.0000
・本規約は令和4年4月1日より発効する。